

# JIS

## 工作機械—数値制御用図記号

JIS B 6012-2 :1998

(ISO 2972 :1979)

(2002 確認)

(2008 確認)

平成10年7月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、JIS B 6012:1974のうち、ISO 2972に相当するものをJIS B 6012-2として制定するものであり、JIS B 6012:1974のうちISO/R 369に相当するものは、JIS B 6012-1として別に制定するとともに、JIS B 6012:1974は廃止される。

なお、附属書(参考)は、ISO 2972にはない事項である。また、この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS B 6012-2には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) 工作機械—数値制御用図記号(制御盤の一例)

---

主 務 大 臣：通商産業大臣      制定：平成10.7.20

官 報 公 示：平成10.7.21

原案作成協力者：社団法人 日本工作機械工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 FA部会 (部会長 吉川 弘之)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課(☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 工作機械—数値制御用図記号

B 6012-2:1998

## Numerical control of machines—Symbols

(ISO 2972:1979)

**序文** この規格は、1979年に第2版として発行されたISO 2972, Numerical control of machines—Symbolsを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格の附属書(参考)は、対応国際規格にはない事項である。

**1. 適用範囲** この規格は、数値制御(NC)工作機械の制御機能の識別及び表示の図記号の標準に関するもので、ここで取り扱っている図記号はNCに固有のものである。はん(汎)用工作機械が実際に必要とする機能の多くは個別に必要であり、JIS B 6012-1から選ぶ必要がある。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 2972:1979, Numerical control of machines—Symbols

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この規格は、記載の発効年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補は適用しない。

JIS B 6012-1:1998 工作機械—操作表示記号

**備考** ISO/R 369:1964 Symbols for indications appearing on machine toolsが、この規格と一致している。

JIS B 6310:1998 産業オートメーションシステム—機械及び装置の制御—座標系及び運動の記号

**備考** この規格は、ISO/DIS 841:1995 Numerical controlled machine tools—Coordinate axis and motion nomenclatureに相当する。

**3. 基本的な図記号** 4.に規定する図記号の多くは、機能の組合せの図記号の基本として、繰り返し用いられる数個の基本図記号の組合せによって作られている。

矢印は基本シンボルの一つで特に配慮されている。矢印単独で用いられることはまれで、他の図記号に付加的意味付けだけに用いられる。矢印には二つの異なる用途があり、それぞれ別の形状が用いられている。

矢印のほかにNCとしては広範囲用途の基本になる別の図記号も必要である。

次に示される基本図記号は、各種の機能の組合せに対する図記号の基本として、繰り返し常に用いられる。